

遡り調査 よくある質問まとめ

大阪国際がんセンター がん対策センター 政策情報部



Q & A ①

Q. 遡り調査は2015年以前の診断症例も届出しなければいけないのか。

A. 全国がん登録開始前の症例については、義務ではありませんが、大阪府がん登録の精度向上のためにご協力をお願いします。
遡り調査は、調査該当年に死亡した症例を遡って調査するため2015年以前の診断症例も含まれる可能性があります。

Q. 他施設に問い合わせる等して、すべて回答しなければならないのか。

A. 他施設への問い合わせは不要です。自施設でわかる範囲の情報を空欄のないように回答してください。

Q. 遡り調査票は1枚しかないが、その患者に複数のがんがあり、他のがんを届け出ていなかった場合
どうすれば良いか。

A. 大阪府がん登録では、提出依頼をしている診断年(本年度は2021年診断症例)以前の届出票については受付を終了しています。
遡り調査票に記載されているがんの情報のみを記載してください。



Q & A ②

Q.診断時の住所は大阪府外であったため、大阪府がん登録室へ届出をしていなかったが遡り調査票が届いた。届出をした方が良いか。

A.遡り調査票には、死亡診断書より得られた住所が記載されています。

診断時住所が大阪府外であった場合でも届出は必要となりますので、診断時住所を修正いただき、全項目を回答してください。

Q.カルテの保存期限が過ぎており詳細を確認できず、遡り調査の回答ができない。

A.「死亡診断書のがんについて」の6つの選択肢から、最も適切と判断される項目を医療機関側で選択し、回答してください。

Q.指定診療所でも届出の義務はあるのか。

A.病院及び指定診療所については届出が義務となります。

未届けのがん情報がある場合は、遡り調査票にて届出をお願いいたします。



Q & A ③

Q.がんの既往のみで自施設では診断・治療は行っていない。遡り調査を届出する必要があるのか。

A.遡り調査依頼がきた場合は、がん情報の有無を問わず全て回答していただく必要があります。

既往の情報のみで、診断や治療を行っていないのであれば「6.調査対象腫瘍の詳細診療情報なし」を選択してください。

診断や治療をした他施設名称がわかれば、主たる診断・治療病院名の欄(用紙のみ)もしくは備考欄に記入してください。

Q.遡り調査対象者が複数人おり、がん情報の確認ができるものとできないものがある。

この場合、確認ができるものだけ回答すれば良いか。

A.医療機関側のがん情報の有無を問わず、調査対象となっている全件の回答をお願いいたします。

がん情報の確認ができないものについては「死亡診断書のがんについて」の選択肢から、

最も適切な項目を選択して回答してください。



Q & A ④

Q.性別、生年月日、原発部位は一致するが、氏名や住所が異なる場合はどうすればよいか。

A.遡り調査票には、死亡診断書より得られた情報を印字しています。

氏名や住所が異なる場合は、「改姓・改名」「外国籍」「転居」等の可能性があります。

同一人物と判断すれば、貴院で把握している氏名や住所を括弧で囲んで、氏名又は診断時住所欄にご記入ください。

「死亡診断書のがんについて」でどれに該当するかの判断に、氏名や住所の修正の有無は関係ありません。



Q & A ⑤ (オンライン形式での遡り調査、電子遡り調査票について)

Q.電子遡り調査票をCSV形式でダウンロードしたが、PDF形式に変更できるか。

A.医療機関側で、がん登録オンラインシステムから形式を変更してダウンロードし直すことが可能です。

Q.ダウンロードした電子遡り調査票のファイル名は変更しても良いか。

A.ファイルのアップロード時に、ダウンロードした際のファイル名を系統的にチェックするようになっているため、ファイル名の変更はしないでください。提出時のエラーの原因となります。

Q.がん登録オンラインシステムからダウンロードする電子遡り調査票のファイル形式は、PDF形式とCSV形式のどちらが良いか。

A.大阪府では回答入力容易であるPDF形式を推奨しております。

